

収入印紙

貼付

委託契約書

業務名	調査修繕業務
履行場所	別紙「仕様書」のとおり
履行期間	別紙「仕様書」のとおり
契約金額	別紙「調査修繕業務契約単価表」のとおり
契約代金の支払	毎月業務完了後、別紙「調査修繕業務契約単価表」に記載の単価に履行した数量を乗じて算出した金額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（1円未満の端数が発生するときはその端数金額を切り捨てる。）を支払う。
契約保証金	

上記の業務について、発注者と受注者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。ただし、本書について電磁的記録（地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。）を作成する場合にあっては、発注者及び受注者が、電子契約システム（発注者が指定するものに限る。）を用いて電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の委託業務を共同連帶して履行するものとする。

令和 年 月 日

発注者 住所 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

名称 堺市

代表者 堺市上下水道事業管理者 森功一 印

受注者 住所

名称

代表者 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の業務（以下単に「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書、別紙仕様書その他の関係書類（以下これらを「契約書類」という。）に基づき、日本国の法令を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。

- 2 受注者は、業務を契約書記載の履行期間（以下単に「履行期間」という。）内に履行するものとし、発注者は、その契約金額（単価契約の場合にあっては、契約単価に発注した数量を乗じて得た合計額（契約単価に消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）を含まない場合にあっては、契約単価に発注した数量を乗じて得た合計額に消費税等相当額を加算した額。以下「発注総額」という。））を契約代金として支払うものとする。
- 3 この契約における期間の定めについては、契約書類に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書類に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（管轄の合意）

第2条 この契約に関する争訟の提起、申立て等は、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（業務実施計画書等の提出）

第3条 受注者は、この契約の締結後、直ちに業務実施計画書及び業務に必要な関係書類を作成し、発注者に提出するものとする。ただし、発注者においてその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第4条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の業務の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者のこの契約から生じる債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、この契約から生じる債権の譲渡により得た資金をこの契約の業務の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（再委託の禁止）

第5条 受注者は、この契約の履行について、業務を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）をしてはならない。ただし、業務の一部について相当の理由があるときは、この限りでない。

（再委託の届出等）

第6条 前条ただし書の規定により業務の一部について再委託する場合、受注者は、あらかじめ発注者と協議し、発注者の同意を得た上、再委託しようとする相手方（以下「再委託先」という。）の商号又は名称並びに業務のうち再委託する部分及び再委託する理由その他発注者が必要とする事項を、書面をもって発注者に届け出なければならない。ただし、別記「個人情報取扱特記事項」第7の第2項の規定に基づき再委託

の申請及び承諾が行われた場合において発注者が必要ないと判断した場合は、この限りでない。

- 2 受注者が前項の規定により業務の一部を再委託するときは、次のとおりとする。
 - (1)受注者は、堺市上下水道局入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱(平成16年制定)に基づく入札参加停止を受けた者(以下「入札参加停止者」という。)及び堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定)に基づく入札参加除外を受けた者(以下「入札参加除外者」という。)並びに第19条第10号に該当する者を再委託先としてはならない。
 - (2)受注者は、再委託先の行為の全てについて責任を負うものとする。
- 3 受注者は、第1項の規定により業務の一部を再委託したとき並びに受注者及び再委託先が資材又は原材料の購入契約その他の契約をしたときの相手方(以下「再委託先等」という。)が、堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下単に「暴力団密接関係者」という。)でないことをそれぞれが表明した誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと判断した場合は、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者が第1項の規定による届出を経ずに再委託した場合、入札参加停止者を再委託先とした場合又は入札参加除外者若しくは第19条第10号に該当する者を再委託先等とした場合は、受注者に対して、当該再委託先等との契約の解除を求めることができる。この場合において、当該契約が解除された場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

(不当介入に対する措置)

第7条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

- 2 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- 3 発注者は、受注者が発注者に対し、前2項に規定する報告をしなかったときは、暴排条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- 4 発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が第1項の規定による報告及び届出又は第2項の規定による報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている業務仕様又は履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその業務仕様又は履行方法を指定した場合において、契約書類に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(法令上の責任等)

第9条 受注者は、業務に従事する者及び第11条に規定する業務責任者の使用者として、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

(監督員)

第10条 発注者は、この契約の履行に関し、発注者の指定する職員(以下「監督員」という。)を定めたときは、その氏名を受注者に報告しなければならない。監督員を

変更したときも、また同様とする。

2 監督員は、この契約の他の条項に定める職務（第16条第2項の規定による検査及び第4項の規定による再検査の規定による検査を除く。）を行う権限のほか、次に掲げる行為を行う権限を有する。

（1）業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

（2）契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

（3）契約書類に基づき受注者が作成した書類の承諾

（4）契約書類の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答

（業務責任者）

第11条 受注者は、業務を履行するに当たっては、業務責任者を定め、その氏名等を発注者に報告するものとする。業務責任者を変更したときも、また同様とする。

2 業務責任者は、この業務の履行に関し、その運営及び取締りを行うほか、契約金額（単価契約にあっては契約単価）の変更、履行期間の変更、契約代金の支払の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

（業務内容の変更）

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、業務内容を変更し、又は業務の履行を中止させることができる。この場合において、契約金額（単価契約にあっては契約単価）又は契約内容を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して定める。

2 受注者は、その責めに帰することができない理由その他正当な理由により、業務が履行できなくなったときは、直ちに発注者にその旨を明示して、その指示を求めなければならない。

（臨機の処置）

第13条 受注者は、災害防止等緊急の必要があるときは、臨機の処置をとらなければならない。この場合において、受注者は、その処置の内容を直ちに発注者に通知しなければならない。

（立会・報告）

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、この業務の履行に立ち会い、又は受注者に対し報告を求めることができる。この場合において、発注者は、業務の履行が適正でないと認めるときは、その補正を求めることができる。

2 受注者は、この契約の履行に当たり、特に重大な事故又は不祥事案が発生した場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。

（損害の負担）

第15条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関し、第三者（発注者の職員を含む。）に損害を与えたときは、発注者の責めに帰すべき場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

（検査）

第16条 受注者は、業務が完了したときは、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その受理した日から起算して10日以内に検査しなければならない。

3 前項の場合において、検査に要する費用は、受注者の負担とする。

4 受注者は、検査の結果、契約書類の記載内容及び発注者と受注者の協議により定めた事項と適合しない部分について発注者から改善指示を命ぜられたときは、直ちに当該部分の改善を行い、再検査を受けなければならない。

（契約代金の支払）

第17条 受注者は、前条第2項の規定による検査又は第4項の規定による再検査に合格したときは、契約書記載のとおり支払請求書を発注者に提出し、契約代金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その受理した日から起算して30

日以内に受注者に支払わなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第4条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なくこの契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (3) この契約の履行に当たり発注者の指示に従わないとき、又はその発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 受注者として必要な資格が欠けたとき。
- (5) 契約履行上の過失又は不手際が度重なったとき。
- (6) 正当な理由なく、第30条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (7) 第6条第4項の規定により、発注者から再委託先等との契約の解除を求められた場合において、これに従わなかったとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反してこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 第4条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。)が、暴力団員又は暴力団密接関係者が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (9) 受注者が第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。
- (11) 契約履行上の重過失があったとき。
- (12) この契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 第18条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 引き渡された成果物(成果物がない場合にあっては、履行した業務。以下同じ。)に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」

という。)があるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（単価契約の場合にあっては、契約単価に予定数量を乗じて得た額（契約単価に消費税等相当額を含まない場合にあっては、契約単価に予定数量を乗じて得た合計額に消費税等相当額を加算した額。以下「予定総額」という。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第18条又は第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第2項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

（受注者の解除権）

第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の損害賠償請求等）

第24条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第17条第2項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（協議による契約解除）

第25条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の承諾を得て、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、これを賠償しなければならない。

（不正な行為等に係る賠償額の予約）

第26条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の

解除の有無にかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額（単価契約にあっては予定総額）の10分の2に相当する額に、当該契約金額（単価契約にあっては予定総額）の支払が完了した日から支払遅延防止法の率で計算した額の利息を加算した額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。この契約が履行された後についても、また同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

以下「独禁法」という。) 第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条、第8条の2又は第20条の規定による排除措置命令（独禁法第2条第9項第3号に該当する行為及び不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に係るものを除く。）を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 独禁法第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条の2第1項（独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項、第20条の2、第20条の3、第20条の5又は第20条の6の規定により課徴金の納付命令を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、独禁法第7条の2第1項（独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により課徴金を納付すべき場合であって、納付命令を受けなかったとき。

(4) 受注者が、独禁法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟について請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(5) 受注者又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）をしたとき。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると発注者が認めるとき。

2 前項（第5号及び第6号を除く。）の規定は、独禁法第2条の2第12項に規定する事前通知の対象となる行為であって発注者が特に認めるものについては、これを適用しないものとする。

3 第1項の規定は、受注者が共同企業体である場合については、同項中「受注者」とあるのは、「受注者（その構成員を含む。）」と読み替えて適用があるものとする。

4 前項の規定により第1項の規定を読み替えて適用する場合において、受注者が既に解散しているときは、発注者は、受注者の構成員であった者に第1項の規定による損害賠償の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の構成員であった者は、連帶して同項の額を発注者に支払わなければならない。

5 第1項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

（不完全履行による減額、損害賠償）

第27条 発注者は、受注者が業務の一部を履行しないとき又は業務の履行が不完全であるときは、契約金額（単価契約の場合にあっては、発注総額）から、その不履行又は不完全部分に相当する金額の減額を請求することができる。この場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者に対してその賠償を請求することができる。

（履行遅滞の場合における履行期間の延長等）

第28条 第21条第1項第1号の場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から第21条第1項に基づく損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金は、契約金額（業務の一部について既に履行しており、第17条第2項の規定により契約金額の一部の支払が行われている場合にあっては、契約金額から当該金額を控除した額とする。ただし、単価契約の場合にあっては発注総額とし、業務の一部について既に履行しており、第17条第2項の規定により契約代金の支払が

行われている場合にあっては、当該金額を控除した額とする。)につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第17条第2項の規定による契約代金の支払が遅れた場合において、受注者は未受領金につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(危険負担等)

第29条 業務が完了する前(成果物がある場合にあっては当該成果物の引渡し前)において、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより当該業務が履行不能となった場合その他損害が発生した場合においては、受注者がこれを負担するものとする。

(契約不適合責任)

第30条 発注者は、引き渡された成果物が契約不適合であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第31条 発注者は、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた日(成果物の引渡しがない場合にあっては、業務が完了した日)から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この条において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際(成果物の引渡しがない場合にあっては、業務が完了した際)に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを

発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

9 第1項の規定にかかわらず、契約不適合責任期間について契約書類（この契約書を除く。）で特別の定めをした場合は、その契約書類の定めるところによる。

（変更の届出）

第32条 受注者について、名称、所在地、代表者、受任者及び使用印鑑のいずれかの変更があったときは、速やかに発注者に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第33条 受注者は、この契約に関し、業務上知り得た事項について、その取扱い及び管理を適切に行うために必要な措置を講ずるとともに秘密の保持に努め、当該事項を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（紛争の解決）

第34条 この契約に関し紛争が生じた場合は、発注者と受注者との協議により解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停により、その紛争の解決を図ることができる。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものと除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とで折半し、その他のものは発注者と受注者とでそれぞれが負担する。

3 前2項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、前2項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても、その紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（契約保証金）

第35条 受注者は、この契約の締結と同時に、現金又は国債、地方債その他の有価証券で発注者が確実と認めるものにより、契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は契約保証金の納付を免除される。

2 前項の規定により契約保証金を納付した場合、当該契約保証金は、この契約に基づく受注者の債務が完了したときに返還する。

3 契約保証金には利子を付さない。

（違約金等への充当）

第36条 第21条第2項の場合において、前条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第21条第2項に規定する違約金に充当することができる。また、この契約に基づき、発注者が受注者に対して賠償金又は損害金の請求権を有するときも、また同様とする。

（相殺）

第37条 発注者は、受注者に対する金銭債権を有している場合において、受注者が第18条各号、第19条各号又は第21条第2項第2号のいずれかに該当したときは、当該金銭債権と第17条第1項の契約代金とを相殺することができる。

（賠償金等の徴収）

第38条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金（単価契約の場合にあっては発注総額）とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の延滞金を徴収する。

（個人情報の保護）

第39条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）と併せ、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第40条 この契約に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）及び堺市上下水道局契約規程（昭和50年水道局管理規程第7号）によるほか、必要に応じて発注者と受注者とで協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守し、同法第66条第2項の個人情報取扱事務の受注者として、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(罰則の教示等)

第3 受注者は、本件業務に従事している者に対し、在職中だけではなく退職後においても本件業務に関する知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関する必要な事項を周知しなければならない。

2 受注者は、前項の周知の際に、本件業務に従事している者又は従事していた者が、法第176条又は第180条の違反行為をしたときは、法により拘禁刑又は罰金に処されること（法第183条により、日本国外においてこれらの違反行為をした者についても適用されることを含む。）を教示しなければならない。

3 受注者は、本件業務に従事している者又は従事していた者が、法第178条、第179条又は第182条の違反行為をしたときは、法第184条により、受注者に対しても、罰金刑が科されることを十分認識し、本件業務を処理しなければならない。

(収集の制限)

第4 受注者は、本件業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該処理に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第5 受注者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合又は発注者が事前に承諾した場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。持ち出しの承諾を得た場合においても、パスワード、ICカード、生体情報等（以下「パスワード等」という。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずること。

(3) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。特に事故を防ぐため、複数の者による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずること。

(4) 個人情報の漏えい等の防止のため、個人情報の秘匿性等その内容に応じてスマートフォン、ＵＳＢメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限を行うこと。また、作業場所に、私用電子計算機、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込ませない等の漏えいを防止する措置を講ずること。

(5) 個人情報を利用する作業を行う電子計算機に、個人情報の漏えいにつながると考えられるアプリケーションをインストールしないこと。また、アプリケーションやソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずること。

(6) 本件業務に着手する前に、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施すること。

(7) 受注者は、本件業務の個人情報を情報システムで取り扱う場合、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、以下のとおり安全を確保しなければならない。

ア （アクセス制御）パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）し、ＩＤやパスワードを設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずること。

イ （アクセス記録）当該個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及び必要に応じてアクセス記録を分析する等の措置を講ずること。

と。

ウ (アクセス記録) アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずること。

エ (アクセス状況の監視) 当該個人情報への不適切なアクセスの監視のため、個人情報を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合には、必要に応じて警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の措置を講ずること。

オ (管理者権限の設定) 情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を必要最小限とする等の措置を講ずること。

カ (外部からの不正アクセスの防止) 個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずること。

キ (情報システムにおける個人情報の処理) 個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は速やかに再利用できない状態まで消去し、不正利用を防止するため必要な対策を講ずること。

ク (暗号化) 情報の不正利用を防止するために必要な暗号化を講ずること。

ケ (端末の限定) 本件業務を処理する端末を限定するために必要な措置を講ずること。

コ (端末の盗難防止等) 端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずること。

サ (第三者の閲覧防止) 端末の使用に当たっては、個人情報が第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずること。

シ (入力情報の照合等) 情報システムで取り扱う個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報の内容の確認、既存の個人情報との照合等を行うこと。

ス (バックアップ) 個人情報の重要度に応じて、復元可能なバックアップを作成し、分散保管するため必要な措置を講ずること。

セ (情報システム設計書等の管理) 個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずること。

ソ (入退管理) 個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の従事者の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずること。また、個人情報を記録する媒体を保管するための施設（以下「保管施設」という。）を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずること。

タ (入退管理) 情報システム室等について、必要があると認めるときは、出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずること。

チ (入退管理) 情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）し、IDやパスワードを設定する等の入退の管理に関する必要な措置を講ずること。

ツ (情報システム室等の管理) 外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等及び保管施設に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずること。

テ (情報システム室等の管理) 災害等に備え、情報システム室等及び保管施設に耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずること。

(返還、廃棄等)

第6 受注者は、本件業務を処理するために発注者から提供され、又は自らが収集した個人情報について、保有する必要がなくなった、又はこの契約が終了し、若しくは解除されたときは、発注者の指定した方法により、確実かつ速やかに返還若しくは引き渡し又は消去若しくは廃棄しなければならない。

2 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際して発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 受注者は、本件業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時及び消去又は廃棄の内

容を記録し、書面で発注者に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、本件業務を処理するための個人情報については、自ら取り扱うものとし、第三者（以下「再委託先」という。）にその処理を委託してはならない。

2 前項の規定に関わらず、事前に再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他発注者が必要とする事項を記載した書面をもって申請し、発注者が事前に承諾した場合に限り、受注者は、本件業務の一部を再委託先に委託することができる。この場合において、受注者は、再委託先に対し、受注者と同様の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、本件業務の一部を再委託したときは、その契約内容を速やかに書面で発注者に報告しなければならない。

4 受注者は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、再委託先との契約の内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。

(目的外の使用等の禁止)

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務に関して知り得た個人情報を、本件業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第10 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査又は検査)

第11 発注者は、本件業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、必要に応じて受注者及び再委託先に対して、監査又は検査（実地検査含む。）を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本件業務の処理に関する必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めることは、その旨を速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずること。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる場合には、当該端末等からの通信を遮断するなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（従事者に行わせることを含む。）ものとする。

3 受注者は、前々項の規定による報告後も、事故の発生した経緯、被害状況等を継続して調査し報告しなければならない。

4 発注者は、受注者から事故発生に関する報告があった場合、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要な範囲においてその内容を公表することができる。

(損害賠償)

第13 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第14 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

(協議)

第15 受注者は、本業務の仕様書に定めのない方法で個人情報を取り扱う場合には、予め発注者と協議を行うこと。

令和8・9・10年度

調査修繕業務契約単価表

- ① 道路敷材料費契約単価表
- ② 道路敷労務費契約単価表
- ③ 敷地内契約単価表
- ④ 基本業務料契約単価表

* 単価表の工種別単価等には消費税額等は含まない。

令和8・9・10年度

① 道路敷材料費契約単価表

契約単価表(道路敷・材料)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
1	上水フランジ	φ 50	個	
2	上水フランジ	φ 75 × φ 50	個	
3	R F形ガスケット	φ 50	枚	
4	硬質塩化ビニル管	φ 13	m	
5	硬質塩化ビニル管	φ 20	m	
6	硬質塩化ビニル管	φ 25	m	
7	硬質塩化ビニル管	φ 30	m	
8	硬質塩化ビニル管	φ 40	m	
9	硬質塩化ビニル管	φ 50	m	
10	硬質塩化ビニル管	φ 75	m	
11	硬質塩化ビニル管	φ 100	m	
12	硬質塩化ビニル管	φ 150	m	
13	TSソケット	φ 13	個	
14	TSソケット	φ 20	個	
15	TSソケット	φ 25	個	
16	TSソケット	φ 30	個	
17	TSソケット	φ 40	個	
18	TSソケット	φ 50	個	
19	TSエルボ	φ 13	個	
20	TSエルボ	φ 20	個	
21	TSエルボ	φ 25	個	
22	TSエルボ	φ 30	個	
23	TSエルボ	φ 40	個	
24	TSエルボ	φ 50	個	
25	TSユニオンソケット	φ 13	個	
26	TSユニオンソケット	φ 20	個	
27	TSユニオンソケット	φ 25	個	
28	TSユニオンソケット	φ 30	個	
29	TSユニオンソケット	φ 40	個	
30	TSユニオンソケット	φ 50	個	
31	TSキャップ	φ 13	個	
32	TSキャップ	φ 20	個	
33	TSキャップ	φ 25	個	
34	TSキャップ	φ 30	個	
35	TSキャップ	φ 40	個	

契約単価表(道路敷・材料)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
36	T S キャップ	φ 5 0	個	
37	T S チーズ	φ 1 3 × φ 1 3	個	
38	T S チーズ	φ 2 0 × φ 1 3	個	
39	T S チーズ	φ 2 0 × φ 2 0	個	
40	T S チーズ	φ 2 5 × φ 1 3	個	
41	T S チーズ	φ 2 5 × φ 2 0	個	
42	T S チーズ	φ 2 5 × φ 2 5	個	
43	T S チーズ	φ 3 0 × φ 1 3	個	
44	T S チーズ	φ 3 0 × φ 2 0	個	
45	T S チーズ	φ 3 0 × φ 2 5	個	
46	T S チーズ	φ 3 0 × φ 3 0	個	
47	T S チーズ	φ 4 0 × φ 1 3	個	
48	T S チーズ	φ 4 0 × φ 2 0	個	
49	T S チーズ	φ 4 0 × φ 2 5	個	
50	T S チーズ	φ 4 0 × φ 3 0	個	
51	T S チーズ	φ 4 0 × φ 4 0	個	
52	T S チーズ	φ 5 0 × φ 1 3	個	
53	T S チーズ	φ 5 0 × φ 2 0	個	
54	T S チーズ	φ 5 0 × φ 2 5	個	
55	T S チーズ	φ 5 0 × φ 3 0	個	
56	T S チーズ	φ 5 0 × φ 4 0	個	
57	T S チーズ	φ 5 0 × φ 5 0	個	
58	T S 径違いソケット	φ 2 0 × φ 1 3	個	
59	T S 径違いソケット	φ 2 5 × φ 1 3	個	
60	T S 径違いソケット	φ 2 5 × φ 2 0	個	
61	T S 径違いソケット	φ 3 0 × φ 2 0	個	
62	T S 径違いソケット	φ 3 0 × φ 2 5	個	
63	T S 径違いソケット	φ 4 0 × φ 2 5	個	
64	T S 径違いソケット	φ 4 0 × φ 3 0	個	
65	T S 径違いソケット	φ 5 0 × φ 3 0	個	
66	T S 径違いソケット	φ 5 0 × φ 4 0	個	
67	T S バルブソケット	φ 1 3	個	
68	T S バルブソケット	φ 2 0	個	
69	T S バルブソケット	φ 2 5	個	
70	T S バルブソケット	φ 3 0	個	

契約単価表(道路敷・材料)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
71	T S バルブソケット	φ 4 0	個	
72	T S バルブソケット	φ 5 0	個	
73	H I メータユニオンソケット	φ 1 3 パッキン付	個	
74	H I メータユニオンソケット	φ 2 0 パッキン付	個	
75	H I メータユニオンソケット	φ 2 5 パッキン付	個	
76	H I メータユニオンソケット	φ 3 0 パッキン付	個	
77	H I メータユニオンソケット	φ 4 0 パッキン付	個	
78	H I メータユニオンソケット	φ 5 0 パッキン付	個	
79	H I 止水栓ユニオンソケット	φ 1 3 パッキン付	個	
80	H I 止水栓ユニオンソケット	φ 2 0 パッキン付	個	
81	H I 止水栓ユニオンソケット	φ 2 5 パッキン付	個	
82	H I 止水栓ユニオンソケット	φ 3 0 パッキン付	個	
83	H I 止水栓ユニオンソケット	φ 4 0 パッキン付	個	
84	H I 止水栓ユニオンソケット	φ 5 0 パッキン付	個	
85	ポリエチレン管	φ 1 3	m	
86	ポリエチレン管	φ 2 0	m	
87	ポリエチレン管	φ 2 5	m	
88	ポリエチレン管	φ 3 0	m	
89	ポリエチレン管	φ 4 0	m	
90	ポリエチレン管	φ 5 0	m	
91	P ソケット	φ 1 3	個	
92	P ソケット	φ 2 0	個	
93	P ソケット	φ 2 5	個	
94	P ソケット	φ 3 0	個	
95	P ソケット	φ 4 0	個	
96	P ソケット	φ 5 0	個	
97	P エルボ	φ 1 3	個	
98	P エルボ	φ 2 0	個	
99	P エルボ	φ 2 5	個	
100	P エルボ	φ 3 0	個	
101	P エルボ	φ 4 0	個	
102	P エルボ	φ 5 0	個	
103	P 桟	φ 1 3	個	
104	P 桟	φ 2 0	個	
105	P 桟	φ 2 5	個	

契約単価表(道路敷・材料)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
106	P栓	φ 3 0	個	
107	P栓	φ 4 0	個	
108	P栓	φ 5 0	個	
109	Pチーズ	φ 1 3 × φ 1 3	個	
110	Pチーズ	φ 2 0 × φ 1 3	個	
111	Pチーズ	φ 2 0 × φ 2 0	個	
112	Pチーズ	φ 2 5 × φ 1 3	個	
113	Pチーズ	φ 2 5 × φ 2 0	個	
114	Pチーズ	φ 2 5 × φ 2 5	個	
115	Pチーズ	φ 3 0 × φ 1 3	個	
116	Pチーズ	φ 3 0 × φ 2 0	個	
117	Pチーズ	φ 3 0 × φ 2 5	個	
118	Pチーズ	φ 3 0 × φ 3 0	個	
119	Pチーズ	φ 4 0 × φ 1 3	個	
120	Pチーズ	φ 4 0 × φ 2 0	個	
121	Pチーズ	φ 4 0 × φ 2 5	個	
122	Pチーズ	φ 4 0 × φ 3 0	個	
123	Pチーズ	φ 4 0 × φ 4 0	個	
124	Pチーズ	φ 5 0 × φ 1 3	個	
125	Pチーズ	φ 5 0 × φ 2 0	個	
126	Pチーズ	φ 5 0 × φ 2 5	個	
127	Pチーズ	φ 5 0 × φ 3 0	個	
128	Pチーズ	φ 5 0 × φ 4 0	個	
129	Pチーズ	φ 5 0 × φ 5 0	個	
130	P径違いソケット	φ 2 0 × φ 1 3	個	
131	P径違いソケット	φ 2 5 × φ 1 3	個	
132	P径違いソケット	φ 2 5 × φ 2 0	個	
133	P径違いソケット	φ 3 0 × φ 2 0	個	
134	P径違いソケット	φ 3 0 × φ 2 5	個	
135	P径違いソケット	φ 4 0 × φ 2 5	個	
136	P径違いソケット	φ 4 0 × φ 3 0	個	
137	P径違いソケット	φ 5 0 × φ 3 0	個	
138	P径違いソケット	φ 5 0 × φ 4 0	個	
139	P Vユニオンソケット	φ 1 3	個	
140	P Vユニオンソケット	φ 2 0	個	

契約単価表(道路敷・材料)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
141	P Vユニオンソケット	φ 2 5	個	
142	P Vユニオンソケット	φ 3 0	個	
143	P Vユニオンソケット	φ 4 0	個	
144	P Vユニオンソケット	φ 5 0	個	
145	P Lユニオンソケット	φ 1 3	個	
146	P Lユニオンソケット	φ 2 0	個	
147	P Lユニオンソケット	φ 2 5	個	
148	P Lユニオンソケット	φ 3 0	個	
149	P Lユニオンソケット	φ 4 0	個	
150	P Lユニオンソケット	φ 5 0	個	
151	P分水栓ソケット	φ 1 3 パッキン付	個	
152	P分水栓ソケット	φ 2 0 × φ 1 3 パッキン付	個	
153	P分水栓ソケット	φ 2 0 パッキン付	個	
154	P分水栓ソケット	φ 2 5 パッキン付	個	
155	P分水栓ソケット	φ 3 0 パッキン付	個	
156	P分水栓ソケット	φ 4 0 パッキン付	個	
157	P分水栓ソケット	φ 5 0 パッキン付	個	
158	P止水栓ソケット	φ 1 3 パッキン付	個	
159	P止水栓ソケット	φ 2 0 パッキン付	個	
160	P止水栓ソケット	φ 2 5 パッキン付	個	
161	P止水栓ソケット	φ 3 0 パッキン付	個	
162	P止水栓ソケット	φ 4 0 パッキン付	個	
163	P止水栓ソケット	φ 5 0 パッキン付	個	
164	P止水栓エルボ	φ 1 3 パッキン付	個	
165	P止水栓エルボ	φ 2 0 パッキン付	個	
166	P止水栓エルボ	φ 2 5 パッキン付	個	
167	P止水栓エルボ	φ 3 0 パッキン付	個	
168	P止水栓エルボ	φ 4 0 パッキン付	個	
169	P止水栓エルボ	φ 5 0 パッキン付	個	
170	Pメータソケット	φ 1 3 パッキン付	個	
171	Pメータソケット	φ 2 0 パッキン付	個	
172	Pメータソケット	φ 2 5 パッキン付	個	
173	Pメータソケット	φ 3 0 パッキン付	個	
174	Pメータソケット	φ 4 0 パッキン付	個	
175	P Gソケット (オネジ)	φ 1 3	個	

契約単価表(道路敷・材料)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
176	PGソケット(オネジ)	φ20	個	
177	PGソケット(オネジ)	φ25	個	
178	PGソケット(オネジ)	φ30	個	
179	PGソケット(オネジ)	φ40	個	
180	PGソケット(オネジ)	φ50	個	
181	サドル付分水栓	DIPφ75×φ13	組	
182	サドル付分水栓	DIPφ75×φ20	組	
183	サドル付分水栓	DIPφ75×φ25	組	
184	サドル付分水栓	DIPφ75×φ30	組	
185	サドル付分水栓	DIPφ75×φ40	組	
186	サドル付分水栓	DIPφ75×φ50	組	
187	サドル付分水栓	DIPφ100×φ20	組	
188	サドル付分水栓	DIPφ100×φ25	組	
189	サドル付分水栓	DIPφ100×φ30	組	
190	サドル付分水栓	DIPφ100×φ40	組	
191	サドル付分水栓	DIPφ100×φ50	組	
192	サドル付分水栓	DIPφ150×φ20	組	
193	サドル付分水栓	DIPφ150×φ25	組	
194	サドル付分水栓	DIPφ150×φ30	組	
195	サドル付分水栓	DIPφ150×φ40	組	
196	サドル付分水栓	DIPφ150×φ50	組	
197	サドル付分水栓	DIPφ200×φ20	組	
198	サドル付分水栓	DIPφ200×φ25	組	
199	サドル付分水栓	DIPφ200×φ30	組	
200	サドル付分水栓	DIPφ200×φ40	組	
201	サドル付分水栓	DIPφ200×φ50	組	
202	サドル付分水栓	DIPφ250×φ20	組	
203	サドル付分水栓	DIPφ250×φ25	組	
204	サドル付分水栓	DIPφ250×φ30	組	
205	サドル付分水栓	DIPφ250×φ40	組	
206	サドル付分水栓	DIPφ250×φ50	組	
207	サドル付分水栓	DIPφ300×φ20	組	
208	サドル付分水栓	DIPφ300×φ25	組	
209	サドル付分水栓	DIPφ300×φ30	組	
210	サドル付分水栓	DIPφ300×φ40	組	

契約単価表(道路敷・材料)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
211	サドル付分水栓	D I P $\phi 300 \times \phi 50$	組	
212	サドル付分水栓	V P $\phi 75 \times \phi 13$	組	
213	サドル付分水栓	V P $\phi 75 \times \phi 20$	組	
214	サドル付分水栓	V P $\phi 75 \times \phi 25$	組	
215	サドル付分水栓	V P $\phi 75 \times \phi 30$	組	
216	サドル付分水栓	V P $\phi 75 \times \phi 40$	組	
217	サドル付分水栓	V P $\phi 75 \times \phi 50$	組	
218	サドル付分水栓	V P $\phi 100 \times \phi 13$	組	
219	サドル付分水栓	V P $\phi 100 \times \phi 20$	組	
220	サドル付分水栓	V P $\phi 100 \times \phi 25$	組	
221	サドル付分水栓	V P $\phi 100 \times \phi 30$	組	
222	サドル付分水栓	V P $\phi 100 \times \phi 40$	組	
223	サドル付分水栓	V P $\phi 100 \times \phi 50$	組	
224	サドル付分水栓	V P $\phi 150 \times \phi 13$	組	
225	サドル付分水栓	V P $\phi 150 \times \phi 20$	組	
226	サドル付分水栓	V P $\phi 150 \times \phi 25$	組	
227	サドル付分水栓	V P $\phi 150 \times \phi 30$	組	
228	サドル付分水栓	V P $\phi 150 \times \phi 40$	組	
229	サドル付分水栓	V P $\phi 150 \times \phi 50$	組	
230	サドル付分水栓	P P $\phi 40 \times \phi 13$	個	
231	サドル付分水栓	P P $\phi 40 \times \phi 20$	個	
232	サドル付分水栓	P P $\phi 50 \times \phi 13$	個	
233	サドル付分水栓	P P $\phi 50 \times \phi 20$	個	
234	サドル付分水栓	P P $\phi 50 \times \phi 25$	個	
235	サドル付分水栓用防蝕フィルム	$\phi 75$	枚	
236	サドル付分水栓用防蝕フィルム	$\phi 100$	枚	
237	サドル付分水栓用防蝕フィルム	$\phi 150$	枚	
238	サドル付分水栓用防蝕フィルム	$\phi 200$	枚	
239	サドル付分水栓用防蝕フィルム	$\phi 250$	枚	
240	サドル付分水栓用防蝕フィルム	$\phi 300$	枚	
241	サドル付分水栓キャップ	$\phi 13$	個	
242	サドル付分水栓キャップ	$\phi 20$	個	
243	サドル付分水栓キャップ	$\phi 25$	個	
244	サドル付分水栓キャップ	$\phi 30$	個	
245	サドル付分水栓キャップ	$\phi 40$	個	

契約単価表(道路敷・材料)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
246	サドル付分水栓キャップ	φ 50	個	
247	サドル付分水栓用密着コア	φ 20	個	
248	サドル付分水栓用密着コア	φ 25	個	
249	サドル付分水栓用密着コア	φ 30	個	
250	サドル付分水栓用密着コア	φ 40	個	
251	サドル付分水栓用密着コア	φ 50	個	
252	直結止水栓 ハンドル付	φ 13 浮きゴマ式	個	
253	直結止水栓 ハンドル付	φ 20 浮きゴマ式	個	
254	直結止水栓 ハンドル付	φ 25 浮きゴマ式	個	
255	甲形止水栓 キー式	φ 30 ツリゴマ式	個	
256	甲形止水栓 キー式	φ 40 ツリゴマ式	個	
257	甲形止水栓 キー式	φ 30 浮きゴマ式	個	
258	甲形止水栓 キー式	φ 40 浮きゴマ式	個	
259	甲形止水栓 ハンドル付	φ 30 浮きゴマ式	個	
260	甲形止水栓 ハンドル付	φ 40 浮きゴマ式	個	
261	止水栓(分水栓)アダプター	φ 20 パッキン付	個	
262	止水栓(分水栓)アダプター	φ 25 パッキン付	個	
263	止水栓(分水栓)アダプター	φ 30 パッキン付	個	
264	止水栓(分水栓)アダプター	φ 40 パッキン付	個	
265	青銅製仕切弁	φ 50 外ねじ式	個	
266	甲形止水栓上部 キー式	φ 13 浮きゴマ式	個	
267	甲形止水栓上部 キー式	φ 20 浮きゴマ式	個	
268	甲形止水栓上部 キー式	φ 25 浮きゴマ式	個	
269	甲形止水栓上部 キー式	φ 30 浮きゴマ式	個	
270	甲形止水栓上部 キー式	φ 40 浮きゴマ式	個	
271	甲形止水栓上部 ハンドル付	φ 13 浮きゴマ式	個	
272	甲形止水栓上部 ハンドル付	φ 20 浮きゴマ式	個	
273	甲形止水栓上部 ハンドル付	φ 25 浮きゴマ式	個	
274	甲形止水栓上部 ハンドル付	φ 30 浮きゴマ式	個	
275	甲形止水栓上部 ハンドル付	φ 40 浮きゴマ式	個	
276	止水栓取付パッキン	φ 13	個	
277	止水栓取付パッキン	φ 20	個	
278	止水栓取付パッキン	φ 25	個	
279	止水栓取付パッキン	φ 30	個	
280	止水栓取付パッキン	φ 40	個	

契約単価表(道路敷・材料)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
281	コマ	φ 1 3	個	
282	コマ	φ 2 0	個	
283	コマ	φ 2 5	個	
284	コマ	φ 3 0	個	
285	コマ	φ 4 0	個	
286	メータ伸縮ユニオンソケット	φ 1 3	個	
287	メータ伸縮ユニオンソケット	φ 2 0	個	
288	メータ伸縮ユニオンソケット	φ 2 5	個	
289	メータ伸縮ユニオンソケット	φ 3 0	個	
290	メータ伸縮ユニオンソケット	φ 4 0	個	
291	メータパッキン	φ 1 3	個	
292	メータパッキン	φ 2 0	個	
293	メータパッキン	φ 2 5	個	
294	メータパッキン	φ 3 0	個	
295	メータパッキン	φ 4 0	個	
296	止水栓ボックス (A)	ホルダー・底版・VU管含む	個	
297	止水栓ボックス (B)	ホルダー・底版・VU管含む	個	
298	止水栓ボックス (C)	F C φ 1 2 0	個	
299	メータボックス 土留板含む	φ 1 3 用 F R P	個	
300	メータボックス 土留板含む	φ 2 0 用 F R P	個	
301	メータボックス 土留板含む	φ 2 5 用 F R P	個	
302	メータボックス 土留板含む	φ 1 3 用 F C D	個	
303	メータボックス 土留板含む	φ 2 0 ・ φ 2 5 用 F C D	個	
304	メータボックス 土留板含む	φ 3 0 ・ φ 4 0 用 F C D	個	
305	メータボックス	φ 5 0 ・ φ 7 5 用 F C	個	
306	メータボックス 土留板含む	整備用 細型 小	個	
307	メータボックス 土留板含む	整備用 細型 大	個	
308	断水器コマ	φ 1 3	個	
309	断水器コマ	φ 2 0	個	
310	断水器コマ	φ 2 5	個	
311	断水器コマ	φ 3 0	個	
312	断水器コマ	φ 4 0	個	
313	断水器コマ	φ 5 0	個	
314	G止水栓ユニオンソケット	φ 5 0	個	
315	Gソケット	φ 5 0	個	

契約単価表(道路敷・材料)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
316	V L P	S G P - V A $\phi 50$	m	
317	メータフランジ	$\phi 50$ (粉体塗装)	個	
318	ボール止水栓伸縮形	$\phi 13$ パッキン付	個	
319	ボール止水栓伸縮形	$\phi 20$ パッキン付	個	
320	ボール止水栓伸縮形	$\phi 25$ パッキン付	個	
321	ボール止水栓伸縮形	$\phi 30$ パッキン付	個	
322	ボール止水栓伸縮形	$\phi 40$ パッキン付	個	
323	ボール止水栓直結形	$\phi 13$ パッキン付	個	
324	ボール止水栓直結形	$\phi 20$ パッキン付	個	
325	ボール止水栓直結形	$\phi 25$ パッキン付	個	
326	ボール止水栓 (甲形)	$\phi 13$	個	
327	ボール止水栓 (甲形)	$\phi 20$	個	
328	ボール止水栓 (甲形)	$\phi 25$	個	
329	メータ伸縮ソケット	$\phi 13$ パッキン付	個	
330	メータ伸縮ソケット	$\phi 20 \times \phi 13$ パッキン付	個	
331	メータ伸縮ソケット	$\phi 20$ パッキン付	個	
332	メータ伸縮ソケット	$\phi 25$ パッキン付	個	
333	メータ伸縮ソケット	$\phi 30$	個	
334	メータ伸縮ソケット	$\phi 40$	個	
335	メータアダプタ (J一堺)	$\phi 13$ パッキン付	個	
336	メータアダプタ (J一堺)	$\phi 20$ パッキン付	個	
337	メータアダプタ (J一堺)	$\phi 25$ パッキン付	個	
338	逆止弁付パッキン	$\phi 13$	個	
339	逆止弁付パッキン	$\phi 20$	個	
340	逆止弁付パッキン	$\phi 25$	個	
341	逆止弁付パッキン	$\phi 30$	個	
342	逆止弁付パッキン	$\phi 40$	個	
343	腐食抑制ナット	M16	個	
344	腐食抑制ナット	M20	個	
345	保温チューブ	$\phi 13$	m	
346	保温チューブ	$\phi 20$	m	
347	保温チューブ	$\phi 25$	m	
348	保温チューブ	$\phi 30$	m	
349	保温チューブ	$\phi 40$	m	
350	保温チューブ	$\phi 50$	m	

契約単価表(道路敷・材料)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
351	埋戻材 (締固め後)	砂/海砂(1.26m3)	m3	
352	路盤材 (締固め後) HMS-25	水硬性粒度調整鉄鋼スラグ(1.27m3)	m3	
353	路盤材 (締固め後) RM-25	再生粒度調整碎石(1.27m3)	m3	
354	路盤材 (締固め後) RC-30	再生クラッシャン(1.27m3)	m3	
355	砂	海砂	m3	
356	水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS-25	m3	
357	再生粒度調整碎石	RM-25	m3	
358	粒度調整碎石	M-25	m3	
359	常温合材	25kg 袋物 YKアスコン同等品以上	袋	
360	再生密粒度アスコン	13mm (小型車4t割増)	t	
361	無収縮モルタル	25kg袋	袋	
362	レンガ	210×100×60	個	
363	一般構造用炭素鋼鋼管	φ42.7	m	
364	一般構造用炭素鋼鋼管	φ60.5	m	
365	仮配用ゲートバルブ	φ13	個	
366	仮配用ゲートバルブ	φ20	個	
367	仮配用ゲートバルブ	φ25	個	
368	仮配用ゲートバルブ	φ30	個	
369	仮配用ゲートバルブ	φ40	個	
370	仮配用ゲートバルブ	φ50	個	
371	不断水式簡易仕切弁 (DIP用)	φ75	台	
372	不断水式簡易仕切弁 (DIP用)	φ100	台	
373	不断水式簡易仕切弁 (DIP用)	φ150	台	
374	不断水式簡易仕切弁 (DIP用)	φ200	台	
375	不断水式簡易仕切弁 (DIP用)	φ250	台	
376	不断水式簡易仕切弁 (DIP用)	φ300	台	
377	不断水式簡易仕切弁 (VP用)	φ75	台	
378	不断水式簡易仕切弁 (VP用)	φ100	台	
379	不断水式簡易仕切弁 (VP用)	φ150	台	

令和8・9・10年度

② 道路敷労務費契約単価表

契約単価表(道路敷・歩務)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
1	舗装版破碎工（人力）	厚10cm以下 積込含む	m2	
2	舗装版破碎工（機械）	厚10cm以下 積込含む BH0.13級	m2	
3	舗装版破碎工（機械）	厚10cm以下 積込含む BH0.28級	m2	
4	舗装版破碎工（機械）	厚10cm超え15cm以下 積込含む BH0.13級	m2	
5	舗装版破碎工（機械）	厚10cm超え15cm以下 積込含む BH0.28級	m2	
6	舗装版破碎工（機械）	厚15cm超え 積込含む	m2	
7	コンクリートはつり工	人力 厚3cm以下	m2	
8	コンクリートはつり工	人力 厚3cm超え6cm以下	m2	
9	構造物取壊し工（人力）	無筋Co 積込含む 厚6cm超え	m3	
10	構造物取壊し工（機械）	無筋Co 積込含む 厚6cm超え	m3	
11	構造物取壊し工（人力）	有筋Co 積込含む 厚6cm超え	m3	
12	構造物取壊し工（機械）	有筋Co 積込含む 厚6cm超え	m3	
13	掘削工（人力）	積込含む	m3	
14	掘削工（機械）	積込含む BH0.13級	m3	
15	掘削工（機械）	積込含む BH0.28級	m3	
16	埋戻工（人力）（掘削土）	タンパ	m3	
17	埋戻工（機械）（掘削土）	タンパ BH0.13級	m3	
18	埋戻工（機械）（掘削土）	タンパ BH0.28級	m3	
19	埋戻工（人力）（埋戻材別途計上）	タンパ	m3	
20	埋戻工（機械）（埋戻材別途計上）	タンパ BH0.13級	m3	
21	埋戻工（機械）（埋戻材別途計上）	タンパ BH0.28級	m3	
22	残土運搬工（土砂）	運搬のみ 人力	m3	
23	残塊運搬工（アスファルト・コンクリート）	運搬のみ 人力	m3	
24	残土運搬工（土砂）	運搬のみ BH0.13級	m3	
25	残塊運搬工（アスファルト・無筋コンクリート）	運搬のみ BH0.13級	m3	
26	残塊運搬工（有筋コンクリート）	運搬のみ BH0.13級	m3	
27	残土運搬工（土砂）	運搬のみ BH0.28級	m3	
28	残塊運搬工（アスファルト・無筋コンクリート）	運搬のみ BH0.28級	m3	
29	残塊運搬工（有筋コンクリート）	運搬のみ BH0.28級	m3	
30	仮復旧工（合材・路盤材別途計上）	車道 舗装・路盤（上層）	m2	
31	仮復旧工（合材・路盤材別途計上）	歩道 舗装・路盤（上層）	m2	
32	仮復旧工（合材・路盤材別途計上）	舗装・路盤（上層・下層）	m2	
33	仮復旧工（合材・路盤材別途計上）	舗装・路盤（上層・下層・下層）	m2	
34	仮復旧工（合材別途計上）	車道 舗装のみ	m2	
35	仮復旧工（合材別途計上）	歩道 舗装のみ	m2	

契約単価表(道路敷・労務)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
36	路盤工 (路盤材別途計上)	路盤 (上層) タンパ	m2	
37	路盤工 (路盤材別途計上)	路盤 (上層・下層) タンパ	m2	
38	路盤工 (路盤材別途計上)	路盤 (上層・下層・下層) タンパ	m2	
39	路盤工 (路盤材別途計上)	路盤 (下層) タンパ	m2	
40	インターロッキングブロック工	設置のみ 歩道部 6 cm	m2	
41	インターロッキングブロック工	設置のみ 乗入部 8 cm	m2	
42	インターロッキングブロック取り壊し工	再使用あり 歩道部 6 cm	m2	
43	インターロッキングブロック取り壊し工	再使用あり 乗入部 8 cm	m2	
44	水替工 (発電機使用)		時間	
45	モルタル工 (材工)	厚さ 5 cm 1 : 3	m2	
46	モルタル工 (材工)	1 : 3	m3	
47	舗装版切断工	As 1 5 cm以下	m	
48	舗装版切断工	As 1 5 cm超え 3 0 cm以下	m	
49	舗装版切断工	As 3 0 cm超え 4 0 cm以下	m	
50	舗装版切断工	Co 1 5 cm以下	m	
51	ポリエチレン管修理工	φ 1 3	か所	
52	ポリエチレン管修理工	φ 2 0	か所	
53	ポリエチレン管修理工	φ 2 5	か所	
54	ポリエチレン管修理工	φ 3 0	か所	
55	ポリエチレン管修理工	φ 4 0	か所	
56	ポリエチレン管修理工	φ 5 0	か所	
57	鉛管修理工	φ 1 3	か所	
58	鉛管修理工	φ 2 0	か所	
59	鉛管修理工	φ 2 5	か所	
60	鉛管修理工	φ 3 0	か所	
61	鉛管修理工	φ 4 0	か所	
62	鉛管修理工	φ 5 0	か所	
63	ビニル管修理工	φ 1 3	か所	
64	ビニル管修理工	φ 2 0	か所	
65	ビニル管修理工	φ 2 5	か所	
66	ビニル管修理工	φ 3 0	か所	
67	ビニル管修理工	φ 4 0	か所	
68	ビニル管修理工	φ 5 0	か所	
69	ビニル管修理工 (既設管切断有り)	φ 7 5	か所	
70	ビニル管修理工 (既設管切断有り)	φ 1 0 0	か所	

契約単価表(道路敷・労務)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
71	ビニル管修理工 (既設管切断有り)	φ 150	か所	
72	ビニル管修理工 (既設管切断なし)	φ 75 (袋小)	か所	
73	ビニル管修理工 (既設管切断なし)	φ 100 (袋小)	か所	
74	ビニル管修理工 (既設管切断なし)	φ 150 (袋小)	か所	
75	ビニル管修理工 (既設管切断なし)	φ 75 (袋大)	か所	
76	ビニル管修理工 (既設管切断なし)	φ 100 (袋大)	か所	
77	ビニル管修理工 (既設管切断なし)	φ 150 (袋大)	か所	
78	鉄管修理工 (既設管切断有り)	φ 75	か所	
79	鉄管修理工 (既設管切断有り)	φ 100	か所	
80	鉄管修理工 (既設管切断有り)	φ 150	か所	
81	鉄管修理工 (既設管切断有り)	φ 200	か所	
82	鉄管修理工 (既設管切断有り)	φ 250	か所	
83	鉄管修理工 (既設管切断有り)	φ 300	か所	
84	鉄管修理工 (既設管切断なし)	φ 75 (小)	か所	
85	鉄管修理工 (既設管切断なし)	φ 100 (小)	か所	
86	鉄管修理工 (既設管切断なし)	φ 150 (小)	か所	
87	鉄管修理工 (既設管切断なし)	φ 200 (小)	か所	
88	鉄管修理工 (既設管切断なし)	φ 250 (小)	か所	
89	鉄管修理工 (既設管切断なし)	φ 300 (小)	か所	
90	鉄管修理工 (既設管切断なし)	φ 350 (小)	か所	
91	鉄管修理工 (既設管切断なし)	φ 400 (小)	か所	
92	鉄管修理工 (既設管切断なし)	φ 75 (大)	か所	
93	鉄管修理工 (既設管切断なし)	φ 100 (大)	か所	
94	鉄管修理工 (既設管切断なし)	φ 150 (大)	か所	
95	鉄管修理工 (既設管切断なし)	φ 200 (大)	か所	
96	鉄管修理工 (既設管切断なし)	φ 250 (大)	か所	
97	鉄管修理工 (既設管切断なし)	φ 300 (大)	か所	
98	鉄管修理工 (既設管切断なし)	φ 350 (大)	か所	
99	鉄管修理工 (既設管切断なし)	φ 400 (大)	か所	
100	鉄管修理工 (既設管切断なし)	φ 450 (大)	か所	
101	配水用ポリエチレン管継手工	メカニカル継手 φ 50	口	
102	配水用ポリエチレン管継手工	メカニカル継手 φ 75	口	
103	配水用ポリエチレン管継手工	メカニカル継手 φ 100	口	
104	配水用ポリエチレン管継手工	メカニカル継手 φ 150	口	
105	配水用ポリエチレン管布設工	φ 50	m	

契約単価表(道路敷・労務)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
106	配水用ポリエチレン管布設工	φ 75	m	
107	配水用ポリエチレン管布設工	φ 100	m	
108	配水用ポリエチレン管布設工	φ 150	m	
109	配水用ポリエチレン管切断工	φ 50	口	
110	配水用ポリエチレン管切断工	φ 75	口	
111	配水用ポリエチレン管切断工	φ 100	口	
112	配水用ポリエチレン管切断工	φ 150	口	
113	配水用ポリエチレン管修理工(既設管切断なし)	φ 75 (漏水補修バンド)	か所	
114	配水用ポリエチレン管修理工(既設管切断なし)	φ 100 (漏水補修バンド)	か所	
115	配水用ポリエチレン管修理工(既設管切断なし)	φ 150 (漏水補修バンド)	か所	
116	止水栓取替工(止水栓ボックス撤設含む)	φ 13	か所	
117	止水栓取替工(止水栓ボックス撤設含む)	φ 20	か所	
118	止水栓取替工(止水栓ボックス撤設含む)	φ 25	か所	
119	止水栓取替工(止水栓ボックス撤設含む)	φ 30	か所	
120	止水栓取替工(止水栓ボックス撤設含む)	φ 40	か所	
121	止水栓取替工(止水栓ボックス撤設含む)	φ 50	か所	
122	止水栓上部取替工	φ 13	か所	
123	止水栓上部取替工	φ 20	か所	
124	止水栓上部取替工	φ 25	か所	
125	止水栓上部取替工	φ 30	か所	
126	止水栓上部取替工	φ 40	か所	
127	止水栓ボックス撤設工	A・B	か所	
128	止水栓ボックス撤設工	C	か所	
129	量水器ボックス撤設工(碎石別途計上)	φ 13～φ 25用	か所	
130	量水器ボックス撤設工(碎石別途計上)	φ 30・φ 40用	か所	
131	仕切弁取替工(仕切弁ボックス撤設含む)	φ 75	か所	
132	仕切弁取替工(仕切弁ボックス撤設含む)	φ 100	か所	
133	仕切弁取替工(仕切弁ボックス撤設含む)	φ 150	か所	
134	仕切弁取替工(仕切弁ボックス撤設含む)	φ 200	か所	
135	仕切弁取替工(仕切弁ボックス撤設含む)	φ 250	か所	
136	仕切弁取替工(仕切弁ボックス撤設含む)	φ 300	か所	
137	仕切弁ボックス積替工	コンクリート製小(スラブ含む)	か所	
138	仕切弁ボックス積替工	コンクリート製大(スラブ含む)	か所	
139	仕切弁ボックス設置工	コンクリート製小(スラブ含む)	か所	
140	仕切弁ボックス設置工	コンクリート製大(スラブ含む)	か所	

契約単価表(道路敷・労務)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
141	仕切弁ボックス調整工	コンクリート製小 (上部のみ)	か所	
142	仕切弁ボックス調整工	コンクリート製大 (上部のみ)	か所	
143	仕切弁ボックス調整工	レジン製円形1号 (上部のみ)	か所	
144	仕切弁ボックス調整工	レジン製円形3号 (上部のみ)	か所	
145	仕切弁ボックス調整工 (無収縮モルタル別途計上)	人孔鉄蓋 $\phi 600$	か所	
146	単口消火栓取替工	$\phi 75$ (スラブ含む)	か所	
147	補修弁・フランジ短管取替工	$\phi 75$	か所	
148	消火栓ボックス積替工	コンクリート製 (スラブ含む)	か所	
149	消火栓ボックス設置工	コンクリート製 $\phi 75$ (スラブ含む)	か所	
150	消火栓ボックス調整工	コンクリート製 (上部のみ)	か所	
151	消火栓ボックス調整工	レジン製円形3号 (上部のみ)	か所	
152	甲形分水栓閉止工	$\phi 13$	か所	
153	甲形分水栓閉止工	$\phi 20$	か所	
154	甲形分水栓閉止工	$\phi 25$	か所	
155	サドル分水栓閉止工	$\phi 13$	か所	
156	サドル分水栓閉止工	$\phi 20$	か所	
157	サドル分水栓閉止工	$\phi 25$	か所	
158	サドル分水栓閉止工	$\phi 30$	か所	
159	サドル分水栓閉止工	$\phi 40$	か所	
160	サドル分水栓閉止工	$\phi 50$	か所	
161	サドル取付工	$\phi 50$	か所	
162	サドル取付工	$\phi 75$	か所	
163	サドル取付工	$\phi 100$	か所	
164	サドル取付工	$\phi 150$	か所	
165	サドル取付工	$\phi 200$	か所	
166	サドル取付工	$\phi 250$	か所	
167	サドル取付工	$\phi 300$	か所	
168	分水栓建込工 (DIP)	$\phi 75 \times \phi 13$	か所	
169	分水栓建込工 (DIP)	$\phi 75 \times \phi 20$	か所	
170	分水栓建込工 (DIP)	$\phi 75 \times \phi 25$	か所	
171	分水栓建込工 (DIP)	$\phi 75 \times \phi 30$	か所	
172	分水栓建込工 (DIP)	$\phi 75 \times \phi 40$	か所	
173	分水栓建込工 (DIP)	$\phi 75 \times \phi 50$	か所	
174	分水栓建込工 (DIP)	$\phi 100 \times \phi 13$	か所	
175	分水栓建込工 (DIP)	$\phi 100 \times \phi 20$	か所	

契約単価表(道路敷・労務)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
176	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 100 \times \phi 25$	か所	
177	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 100 \times \phi 30$	か所	
178	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 100 \times \phi 40$	か所	
179	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 100 \times \phi 50$	か所	
180	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 150 \times \phi 13$	か所	
181	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 150 \times \phi 20$	か所	
182	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 150 \times \phi 25$	か所	
183	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 150 \times \phi 30$	か所	
184	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 150 \times \phi 40$	か所	
185	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 150 \times \phi 50$	か所	
186	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 200 \times \phi 13$	か所	
187	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 200 \times \phi 20$	か所	
188	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 200 \times \phi 25$	か所	
189	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 200 \times \phi 30$	か所	
190	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 200 \times \phi 40$	か所	
191	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 200 \times \phi 50$	か所	
192	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 250 \times \phi 13$	か所	
193	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 250 \times \phi 20$	か所	
194	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 250 \times \phi 25$	か所	
195	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 250 \times \phi 30$	か所	
196	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 250 \times \phi 40$	か所	
197	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 250 \times \phi 50$	か所	
198	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 300 \times \phi 13$	か所	
199	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 300 \times \phi 20$	か所	
200	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 300 \times \phi 25$	か所	
201	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 300 \times \phi 30$	か所	
202	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 300 \times \phi 40$	か所	
203	分水栓建込工 (D I P)	$\phi 300 \times \phi 50$	か所	
204	分水栓建込工 (V P)	$\phi 50 \times \phi 13$	か所	
205	分水栓建込工 (V P)	$\phi 50 \times \phi 20$	か所	
206	分水栓建込工 (V P)	$\phi 50 \times \phi 25$	か所	
207	分水栓建込工 (V P)	$\phi 75 \times \phi 13$	か所	
208	分水栓建込工 (V P)	$\phi 75 \times \phi 20$	か所	
209	分水栓建込工 (V P)	$\phi 75 \times \phi 25$	か所	
210	分水栓建込工 (V P)	$\phi 75 \times \phi 30$	か所	

契約単価表(道路敷・労務)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
211	分水栓建込工 (V P)	$\phi 75 \times \phi 40$	か所	
212	分水栓建込工 (V P)	$\phi 75 \times \phi 50$	か所	
213	分水栓建込工 (V P)	$\phi 100 \times \phi 13$	か所	
214	分水栓建込工 (V P)	$\phi 100 \times \phi 20$	か所	
215	分水栓建込工 (V P)	$\phi 100 \times \phi 25$	か所	
216	分水栓建込工 (V P)	$\phi 100 \times \phi 30$	か所	
217	分水栓建込工 (V P)	$\phi 100 \times \phi 40$	か所	
218	分水栓建込工 (V P)	$\phi 100 \times \phi 50$	か所	
219	分水栓建込工 (V P)	$\phi 150 \times \phi 13$	か所	
220	分水栓建込工 (V P)	$\phi 150 \times \phi 20$	か所	
221	分水栓建込工 (V P)	$\phi 150 \times \phi 25$	か所	
222	分水栓建込工 (V P)	$\phi 150 \times \phi 30$	か所	
223	分水栓建込工 (V P)	$\phi 150 \times \phi 40$	か所	
224	分水栓建込工 (V P)	$\phi 150 \times \phi 50$	か所	
225	分水栓建込工 (P E)	$\phi 50 \times \phi 20$	か所	
226	分水栓建込工 (P E)	$\phi 50 \times \phi 25$	か所	
227	分水栓建込工 (P E)	$\phi 75 \times \phi 20$	か所	
228	分水栓建込工 (P E)	$\phi 75 \times \phi 25$	か所	
229	分水栓建込工 (P E)	$\phi 75 \times \phi 30$	か所	
230	分水栓建込工 (P E)	$\phi 75 \times \phi 40$	か所	
231	分水栓建込工 (P E)	$\phi 75 \times \phi 50$	か所	
232	分水栓建込工 (P E)	$\phi 100 \times \phi 20$	か所	
233	分水栓建込工 (P E)	$\phi 100 \times \phi 25$	か所	
234	分水栓建込工 (P E)	$\phi 100 \times \phi 30$	か所	
235	分水栓建込工 (P E)	$\phi 100 \times \phi 40$	か所	
236	分水栓建込工 (P E)	$\phi 100 \times \phi 50$	か所	
237	分水栓建込工 (P E)	$\phi 150 \times \phi 20$	か所	
238	分水栓建込工 (P E)	$\phi 150 \times \phi 25$	か所	
239	分水栓建込工 (P E)	$\phi 150 \times \phi 30$	か所	
240	分水栓建込工 (P E)	$\phi 150 \times \phi 40$	か所	
241	分水栓建込工 (P E)	$\phi 150 \times \phi 50$	か所	
242	コア取付け工	$\phi 13 \sim \phi 50$	か所	
243	断水器コマ設置工	$\phi 13$	か所	
244	断水器コマ設置工	$\phi 20$	か所	
245	断水器コマ設置工	$\phi 25$	か所	

契約単価表(道路敷・労務)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
246	断水器コマ設置工	φ 3 0	か所	
247	断水器コマ設置工	φ 4 0	か所	
248	断水器コマ設置工	φ 5 0	か所	
249	ユニオン・ニップル継手工	φ 1 3	か所	
250	ユニオン・ニップル継手工	φ 2 0	か所	
251	ユニオン・ニップル継手工	φ 2 5	か所	
252	ユニオン・ニップル継手工	φ 3 0	か所	
253	ユニオン・ニップル継手工	φ 4 0	か所	
254	ユニオン・ニップル継手工	φ 5 0	か所	
255	鋳鉄管継手工	φ 7 5	か所	
256	鋳鉄管継手工	φ 1 0 0	か所	
257	鋳鉄管継手工	φ 1 5 0	か所	
258	鋳鉄管継手工	φ 2 0 0	か所	
259	鋳鉄管継手工	φ 2 5 0	か所	
260	鋳鉄管継手工	φ 3 0 0	か所	
261	鋼管継手工	φ 5 0	か所	
262	钢管ねじ切り工	φ 5 0	か所	
263	钢管布設工	φ 5 0	m	
264	フランジ継手工	φ 5 0	か所	
265	フランジ継手工	φ 7 5	か所	
266	フランジ継手工	φ 1 0 0	か所	
267	フランジ継手工	φ 1 5 0	か所	
268	フランジ継手工	φ 2 0 0	か所	
269	フランジ継手工	φ 2 5 0	か所	
270	フランジ継手工	φ 3 0 0	か所	
271	不断水式簡易仕切弁設置工 (DIP用)	φ 7 5	か所	
272	不断水式簡易仕切弁設置工 (DIP用)	φ 1 0 0	か所	
273	不断水式簡易仕切弁設置工 (DIP用)	φ 1 5 0	か所	
274	不断水式簡易仕切弁設置工 (DIP用)	φ 2 0 0	か所	
275	不断水式簡易仕切弁設置工 (DIP用)	φ 2 5 0	か所	
276	不断水式簡易仕切弁設置工 (DIP用)	φ 3 0 0	か所	
277	不断水式簡易仕切弁設置工 (VP用)	φ 7 5	か所	
278	不断水式簡易仕切弁設置工 (VP用)	φ 1 0 0	か所	
279	不断水式簡易仕切弁設置工 (VP用)	φ 1 5 0	か所	
280	凍結工事 (土工事別)	φ 7 5	か所	

契約単価表(道路敷・労務)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
281	凍結工事(土工事別)	φ100	か所	
282	凍結工事(土工事別)	φ150	か所	
283	エアーバック止水工法(修繕用)	φ75	か所	
284	エアーバック止水工法(修繕用)	φ100	か所	
285	エアーバック止水工法(修繕用)	φ150	か所	
286	土留工1段梁(アルミ矢板・金属製支保工)	矢板長2.00m 貸料含む	m	
287	土留工1段梁(アルミ矢板・金属製支保工)	矢板長2.50m 貸料含む	m	
288	土留工2段梁(アルミ矢板・金属製支保工)	矢板長2.50m 貸料含む	m	
289	土留工2段梁(アルミ矢板・金属製支保工)	矢板長3.00m 貸料含む	m	
290	土留工2段梁(アルミ矢板・金属製支保工)	矢板長3.50m 貸料含む	m	
291	アルミ矢板賃料	矢板長2.00m 運搬費含む	枚	
292	アルミ矢板賃料	矢板長2.50m 運搬費含む	枚	
293	アルミ矢板賃料	矢板長3.00m 運搬費含む	枚	
294	アルミ矢板賃料	矢板長3.50m 運搬費含む	枚	
295	止水工(矢)	φ13	か所	
296	止水工(矢)	φ20	か所	
297	止水工(矢)	φ25	か所	
298	止水工(矢)	φ30	か所	
299	交通誘導警備員A	通常	人	
300	交通誘導警備員A	緊急	人	
301	交通誘導警備員A	夜間	人	
302	交通誘導警備員B	通常	人	
303	交通誘導警備員B	緊急	人	
304	交通誘導警備員B	夜間	人	
305	交通規制用車両		台	
306	残土処分工(土砂)処分費含む	機械積込 ダンプ トラック10t	m3	
307	残塊処分工(アスファルト)処分費含む	機械積込 ダンプ トラック10t	m3	
308	残塊処分工(有筋コンクリート)処分費含む	機械積込 ダンプ トラック10t	m3	
309	残塊処分工(無筋コンクリート)処分費含む	機械積込 ダンプ トラック10t	m3	
310	廃路盤材処分工(スラグ)処分費含む	機械積込 ダンプ トラック10t	m3	
311	廃路盤材処分工(再生碎石)処分費含む	機械積込 ダンプ トラック10t	m3	
312	廃路盤材処分工(再生クラッシャー)処分費含む	機械積込 ダンプ トラック10t	m3	
313	運搬費(廃プラスチック類等)	2t車・20kmまで	台	
314	運搬費(スクラップ)	3kmまで	t	
315	廃プラスチック類処分	処分費	m3	

契約単価表(道路敷・労務)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
316	スクラップ料	鉄屑	t	
317	スクラップ料	鉛屑	t	
318	基本調査（昼）		回	
319	基本調査（夜）		回	
320	基本調査(追加ボーリングバー使用)（昼）		回	
321	基本調査(追加ボーリングバー使用)（夜）		回	
322	詳細漏水調査（昼）		回	
323	詳細漏水調査（夜）		回	
324	影響調査（昼）		回	
325	影響調査（夜）		回	
326	道路敷修繕班（派遣のみ）	2名	回	
327	道路敷修繕班（派遣のみ）	5名	回	
328	簡易対応（昼）		回	
329	簡易対応（夜）		回	

令和8・9・10年度

③ 敷地内契約単価表

契約単価表(敷地内)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
1	調査費		回	
2	舗装版切断工		m	
3	掘削工	人力	m3	
4	埋戻工	人力 堀削土	m3	
5	埋戻工	人力 砂	m3	
6	路盤工(碎石)	厚15cm タンパ	m2	
7	仮復旧舗設工(合材なし)	合材別途計上	m2	
8	インターロッキングブロック工(ブロック再使用)	設置のみ(敷砂含む)	m2	
9	インターロッキングブロック取り壊し工	再使用あり	m2	
10	モルタル工(材料含む)	厚5cm 1:3	m2	
11	モルタル工(材料含む)	1:3	m3	
12	コンクリートはつり工	人力 厚3cm以下	m2	
13	コンクリートはつり工	人力 厚3cm超え6cm以下	m2	
14	構造物取り壊し工(コンクリートブレーカ)	無筋Co 積込含む 厚6cm超え	m3	
15	構造物取り壊し工(コンクリートブレーカ)	有筋Co 積込含む 厚6cm超え	m3	
16	舗装版破碎工	人力 厚10cm以下 積込含む	m2	
17	1m2当り土工事	掘削埋戻工 d=0.2m	m2	
18	水替工(発電機使用)		時間	
19	ビニル管布設工	φ13	m	
20	ビニル管布設工	φ20	m	
21	ビニル管布設工	φ25	m	
22	ビニル管布設工	φ30	m	
23	ビニル管布設工	φ40	m	
24	ビニル管布設工	φ50	m	
25	ポリエチレン管布設工	φ13	m	
26	ポリエチレン管布設工	φ20	m	
27	ポリエチレン管布設工	φ25	m	
28	ポリエチレン管布設工	φ30	m	
29	ポリエチレン管布設工	φ40	m	
30	ポリエチレン管布設工	φ50	m	
31	ビニル管継手工	φ13	か所	
32	ビニル管継手工	φ20	か所	
33	ビニル管継手工	φ25	か所	
34	ビニル管継手工	φ30	か所	
35	ビニル管継手工	φ40	か所	

契約単価表(敷地内)

番号	種 別	形状寸法	単位	単 価
36	ビニル管継手工	φ 5 0	か所	
37	ポリエチレン管継手工	φ 1 3	か所	
38	ポリエチレン管継手工	φ 2 0	か所	
39	ポリエチレン管継手工	φ 2 5	か所	
40	ポリエチレン管継手工	φ 3 0	か所	
41	ポリエチレン管継手工	φ 4 0	か所	
42	ポリエチレン管継手工	φ 5 0	か所	
43	ポリエチレン管断水工	φ 1 3	か所	
44	ポリエチレン管断水工	φ 2 0	か所	
45	ポリエチレン管断水工	φ 2 5	か所	
46	ポリエチレン管断水工	φ 3 0	か所	
47	ポリエチレン管断水工	φ 4 0	か所	
48	ポリエチレン管断水工	φ 5 0	か所	
49	ユニオン・ニップル継手工	φ 1 3	か所	
50	ユニオン・ニップル継手工	φ 2 0	か所	
51	ユニオン・ニップル継手工	φ 2 5	か所	
52	ユニオン・ニップル継手工	φ 3 0	か所	
53	ユニオン・ニップル継手工	φ 4 0	か所	
54	ユニオン・ニップル継手工	φ 5 0	か所	
55	鋼管継手工	φ 5 0	か所	
56	鋼管ねじ切り工	φ 5 0	か所	
57	钢管布設工	φ 5 0	m	
58	フランジ継手工	φ 5 0	か所	
59	断水器コマ設置工	φ 1 3	か所	
60	断水器コマ設置工	φ 2 0	か所	
61	断水器コマ設置工	φ 2 5	か所	
62	断水器コマ設置工	φ 3 0	か所	
63	断水器コマ設置工	φ 4 0	か所	
64	断水器コマ設置工	φ 5 0	か所	
65	止水栓ボックス撤設工	A・B	か所	
66	止水栓ボックス撤設工	C	か所	
67	量水器ボックス撤設工	φ 1 3～φ 2 5用	か所	
68	量水器ボックス撤設工	φ 3 0・φ 4 0用	か所	
69	止水栓取替工	φ 1 3	か所	
70	止水栓取替工	φ 2 0	か所	

契約単価表(敷地内)

番号	種 別	形状寸法	単位	単 価
71	止水栓取替工	φ 2 5	か所	
72	止水栓取替工	φ 3 0	か所	
73	止水栓取替工	φ 4 0	か所	
74	止水栓取替工	φ 5 0	か所	
75	止水栓上部取替修理工	φ 1 3	か所	
76	止水栓上部取替修理工	φ 2 0	か所	
77	止水栓上部取替修理工	φ 2 5	か所	
78	止水栓上部取替修理工	φ 3 0	か所	
79	止水栓上部取替修理工	φ 4 0	か所	
80	甲形止水栓キー式ツリゴマ式 (材工)	φ 3 0	か所	
81	甲形止水栓キー式ツリゴマ式 (材工)	φ 4 0	か所	
82	甲形止水栓ハンドル付浮きゴマ式 (材工)	φ 3 0	か所	
83	甲形止水栓ハンドル付浮きゴマ式 (材工)	φ 4 0	か所	
84	青銅製仕切弁 (材工)	φ 5 0	か所	
85	直結止水栓 本体 (材工)	φ 1 3 パッキン付	か所	
86	直結止水栓 本体 (材工)	φ 2 0 パッキン付	か所	
87	直結止水栓 本体 (材工)	φ 2 5 パッキン付	か所	
88	止水栓上部キー式 (材工)	φ 1 3 コマ付	か所	
89	止水栓上部キー式 (材工)	φ 2 0 コマ付	か所	
90	止水栓上部キー式 (材工)	φ 2 5 コマ付	か所	
91	止水栓上部キー式 (材工)	φ 3 0 コマ付	か所	
92	止水栓上部キー式 (材工)	φ 4 0 コマ付	か所	
93	ハンドル付止水栓上部 (材工)	φ 1 3 コマ付	か所	
94	ハンドル付止水栓上部 (材工)	φ 2 0 コマ付	か所	
95	ハンドル付止水栓上部 (材工)	φ 2 5 コマ付	か所	
96	ハンドル付止水栓上部 (材工)	φ 3 0 コマ付	か所	
97	ハンドル付止水栓上部 (材工)	φ 4 0 コマ付	か所	
98	止水栓メータパッキン (材工)	φ 1 3	か所	
99	止水栓メータパッキン (材工)	φ 2 0	か所	
100	止水栓メータパッキン (材工)	φ 2 5	か所	
101	止水栓メータパッキン (材工)	φ 3 0	か所	
102	止水栓メータパッキン (材工)	φ 4 0	か所	
103	止水栓ボックス (材工)	A F C	か所	
104	止水栓ボックス (材工)	B F C	か所	
105	止水栓ボックス (材工)	C F C	か所	

契約単価表(敷地内)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
106	メータボックス (材工)	φ 13用FRP	か所	
107	メータボックス (材工)	φ 20用FRP	か所	
108	メータボックス (材工)	φ 25用FRP	か所	
109	メータボックス (材工)	φ 13用FC小	か所	
110	メータボックス (材工)	φ 20～φ 25用FC大	か所	
111	メータボックス (材工)	φ 30～φ 40用FC大	か所	
112	メータボックス (材工)	整備用 細型 小	か所	
113	メータボックス (材工)	整備用 細型 大	か所	
114	断水器コマ (材工)	φ 13	か所	
115	断水器コマ (材工)	φ 20	か所	
116	断水器コマ (材工)	φ 25	か所	
117	断水器コマ (材工)	φ 30	か所	
118	断水器コマ (材工)	φ 40	か所	
119	断水器コマ (材工)	φ 50	か所	
120	逆止弁付パッキン (材工)	φ 13	か所	
121	逆止弁付パッキン (材工)	φ 20	か所	
122	逆止弁付パッキン (材工)	φ 25	か所	
123	逆止弁付パッキン (材工)	φ 30	か所	
124	逆止弁付パッキン (材工)	φ 40	か所	
125	TSユニオンソケット (材工)	φ 13 シモクパッキン付	か所	
126	TSユニオンソケット (材工)	φ 20 シモクパッキン付	か所	
127	TSユニオンソケット (材工)	φ 25 シモクパッキン付	か所	
128	TSユニオンソケット (材工)	φ 30 シモクパッキン付	か所	
129	TSユニオンソケット (材工)	φ 40 シモクパッキン付	か所	
130	HI止水栓ユニオンソケット (材)	φ 13	か所	
131	HI止水栓ユニオンソケット (材)	φ 20	か所	
132	HI止水栓ユニオンソケット (材)	φ 25	か所	
133	HI止水栓ユニオンソケット (材)	φ 30	か所	
134	HI止水栓ユニオンソケット (材)	φ 40	か所	
135	止水栓アダプター (材工)	φ 20 パッキン付	か所	
136	止水栓アダプター (材工)	φ 25 パッキン付	か所	
137	止水栓アダプター (材工)	φ 30 パッキン付	か所	
138	止水栓アダプター (材工)	φ 40 パッキン付	か所	
139	HIメータユニオンソケット (材工)	φ 13	か所	
140	HIメータユニオンソケット (材工)	φ 20	か所	

契約単価表(敷地内)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
141	H I メータユニオンソケット (材工)	φ 2 5	か所	
142	H I メータユニオンソケット (材工)	φ 3 0	か所	
143	H I メータユニオンソケット (材工)	φ 4 0	か所	
144	メータ伸縮ユニオンソケット (材工)	φ 1 3	か所	
145	メータ伸縮ユニオンソケット (材工)	φ 2 0	か所	
146	メータ伸縮ユニオンソケット (材工)	φ 2 5	か所	
147	メータ伸縮ユニオンソケット (材工)	φ 3 0	か所	
148	メータ伸縮ユニオンソケット (材工)	φ 4 0	か所	
149	ビニル管 (材工)	φ 1 3	m	
150	ビニル管 (材工)	φ 2 0	m	
151	ビニル管 (材工)	φ 2 5	m	
152	ビニル管 (材工)	φ 3 0	m	
153	ビニル管 (材工)	φ 4 0	m	
154	ビニル管 (材工)	φ 5 0	m	
155	T S ソケット (材工)	φ 1 3	か所	
156	T S ソケット (材工)	φ 2 0	か所	
157	T S ソケット (材工)	φ 2 5	か所	
158	T S ソケット (材工)	φ 3 0	か所	
159	T S ソケット (材工)	φ 4 0	か所	
160	T S ソケット (材工)	φ 5 0	か所	
161	T S 径違いソケット (材工)	φ 2 0 × φ 1 3	か所	
162	T S 径違いソケット (材工)	φ 2 5 × φ 1 3	か所	
163	T S 径違いソケット (材工)	φ 2 5 × φ 2 0	か所	
164	T S 径違いソケット (材工)	φ 3 0 × φ 2 0	か所	
165	T S 径違いソケット (材工)	φ 3 0 × φ 2 5	か所	
166	T S 径違いソケット (材工)	φ 4 0 × φ 2 5	か所	
167	T S 径違いソケット (材工)	φ 4 0 × φ 3 0	か所	
168	T S 径違いソケット (材工)	φ 5 0 × φ 3 0	か所	
169	T S 径違いソケット (材工)	φ 5 0 × φ 4 0	か所	
170	T S チーズ (材工)	φ 1 3 × φ 1 3	か所	
171	T S チーズ (材工)	φ 2 0 × φ 1 3	か所	
172	T S チーズ (材工)	φ 2 0 × φ 2 0	か所	
173	T S チーズ (材工)	φ 2 5 × φ 1 3	か所	
174	T S チーズ (材工)	φ 2 5 × φ 2 0	か所	
175	T S チーズ (材工)	φ 2 5 × φ 2 5	か所	

契約単価表(敷地内)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
176	T S チーズ (材工)	$\phi 30 \times \phi 13$	か所	
177	T S チーズ (材工)	$\phi 30 \times \phi 20$	か所	
178	T S チーズ (材工)	$\phi 30 \times \phi 25$	か所	
179	T S チーズ (材工)	$\phi 30 \times \phi 30$	か所	
180	T S チーズ (材工)	$\phi 40 \times \phi 13$	か所	
181	T S チーズ (材工)	$\phi 40 \times \phi 20$	か所	
182	T S チーズ (材工)	$\phi 40 \times \phi 25$	か所	
183	T S チーズ (材工)	$\phi 40 \times \phi 30$	か所	
184	T S チーズ (材工)	$\phi 40 \times \phi 40$	か所	
185	T S チーズ (材工)	$\phi 50 \times \phi 13$	か所	
186	T S チーズ (材工)	$\phi 50 \times \phi 20$	か所	
187	T S チーズ (材工)	$\phi 50 \times \phi 25$	か所	
188	T S チーズ (材工)	$\phi 50 \times \phi 30$	か所	
189	T S チーズ (材工)	$\phi 50 \times \phi 40$	か所	
190	T S エルボ (材工)	$\phi 13$	か所	
191	T S エルボ (材工)	$\phi 20$	か所	
192	T S エルボ (材工)	$\phi 25$	か所	
193	T S エルボ (材工)	$\phi 30$	か所	
194	T S エルボ (材工)	$\phi 40$	か所	
195	T S エルボ (材工)	$\phi 50$	か所	
196	T S キャップ (材工)	$\phi 13$	か所	
197	T S キャップ (材工)	$\phi 20$	か所	
198	T S キャップ (材工)	$\phi 25$	か所	
199	T S キャップ (材工)	$\phi 30$	か所	
200	T S キャップ (材工)	$\phi 40$	か所	
201	T S キャップ (材工)	$\phi 50$	か所	
202	P V ユニオンソケット (材工)	$\phi 13$	か所	
203	P V ユニオンソケット (材工)	$\phi 20$	か所	
204	P V ユニオンソケット (材工)	$\phi 25$	か所	
205	P V ユニオンソケット (材工)	$\phi 30$	か所	
206	P V ユニオンソケット (材工)	$\phi 40$	か所	
207	P V ユニオンソケット (材工)	$\phi 50$	か所	
208	ポリエチレン管 (材工)	$\phi 13$	m	
209	ポリエチレン管 (材工)	$\phi 20$	m	
210	ポリエチレン管 (材工)	$\phi 25$	m	

契約単価表(敷地内)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
211	ポリエチレン管 (材工)	φ 3 0	m	
212	ポリエチレン管 (材工)	φ 4 0	m	
213	ポリエチレン管 (材工)	φ 5 0	m	
214	P止水栓ソケット (材工)	φ 1 3 パッキン付	か所	
215	P止水栓ソケット (材工)	φ 2 0 パッキン付	か所	
216	P止水栓ソケット (材工)	φ 2 5 パッキン付	か所	
217	P止水栓ソケット (材工)	φ 3 0 パッキン付	か所	
218	P止水栓ソケット (材工)	φ 4 0 パッキン付	か所	
219	P止水栓ソケット (材工)	φ 5 0 パッキン付	か所	
220	Pメータソケット (材工)	φ 1 3 パッキン付	か所	
221	Pメータソケット (材工)	φ 2 0 パッキン付	か所	
222	Pメータソケット (材工)	φ 2 5 パッキン付	か所	
223	Pメータソケット (材工)	φ 3 0 パッキン付	か所	
224	Pメータソケット (材工)	φ 4 0 パッキン付	か所	
225	Pソケット (材工)	φ 1 3	か所	
226	Pソケット (材工)	φ 2 0	か所	
227	Pソケット (材工)	φ 2 5	か所	
228	Pソケット (材工)	φ 3 0	か所	
229	Pソケット (材工)	φ 4 0	か所	
230	Pソケット (材工)	φ 5 0	か所	
231	P径違いソケット (材工)	φ 2 0 × φ 1 3	か所	
232	P径違いソケット (材工)	φ 2 5 × φ 1 3	か所	
233	P径違いソケット (材工)	φ 2 5 × φ 2 0	か所	
234	P径違いソケット (材工)	φ 3 0 × φ 2 0	か所	
235	P径違いソケット (材工)	φ 3 0 × φ 2 5	か所	
236	P径違いソケット (材工)	φ 4 0 × φ 2 5	か所	
237	P径違いソケット (材工)	φ 4 0 × φ 3 0	か所	
238	P径違いソケット (材工)	φ 5 0 × φ 3 0	か所	
239	P径違いソケット (材工)	φ 5 0 × φ 4 0	か所	
240	P Lユニオンソケット (材工)	φ 1 3	か所	
241	P Lユニオンソケット (材工)	φ 2 0	か所	
242	P Lユニオンソケット (材工)	φ 2 5	か所	
243	P Lユニオンソケット (材工)	φ 3 0	か所	
244	P Lユニオンソケット (材工)	φ 4 0	か所	
245	Pチーズ (材工)	φ 1 3 × φ 1 3	か所	

契約単価表(敷地内)

番号	種別	形状寸法	単位	単価
246	Pチーズ (材工)	$\phi 20 \times \phi 13$	か所	
247	Pチーズ (材工)	$\phi 20 \times \phi 20$	か所	
248	Pチーズ (材工)	$\phi 25 \times \phi 13$	か所	
249	Pチーズ (材工)	$\phi 25 \times \phi 20$	か所	
250	Pチーズ (材工)	$\phi 25 \times \phi 25$	か所	
251	Pチーズ (材工)	$\phi 30 \times \phi 13$	か所	
252	Pチーズ (材工)	$\phi 30 \times \phi 20$	か所	
253	Pチーズ (材工)	$\phi 30 \times \phi 25$	か所	
254	Pチーズ (材工)	$\phi 30 \times \phi 30$	か所	
255	Pチーズ (材工)	$\phi 40 \times \phi 13$	か所	
256	Pチーズ (材工)	$\phi 40 \times \phi 20$	か所	
257	Pチーズ (材工)	$\phi 40 \times \phi 25$	か所	
258	Pチーズ (材工)	$\phi 40 \times \phi 30$	か所	
259	Pチーズ (材工)	$\phi 40 \times \phi 40$	か所	
260	Pチーズ (材工)	$\phi 50 \times \phi 13$	か所	
261	Pチーズ (材工)	$\phi 50 \times \phi 20$	か所	
262	Pチーズ (材工)	$\phi 50 \times \phi 25$	か所	
263	Pチーズ (材工)	$\phi 50 \times \phi 30$	か所	
264	Pチーズ (材工)	$\phi 50 \times \phi 40$	か所	
265	Pチーズ (材工)	$\phi 50 \times \phi 50$	か所	
266	Pエルボ (材工)	$\phi 13$	か所	
267	Pエルボ (材工)	$\phi 20$	か所	
268	Pエルボ (材工)	$\phi 25$	か所	
269	Pエルボ (材工)	$\phi 30$	か所	
270	Pエルボ (材工)	$\phi 40$	か所	
271	Pエルボ (材工)	$\phi 50$	か所	
272	PGソケット (材工)	$\phi 13$	か所	
273	PGソケット (材工)	$\phi 20$	か所	
274	PGソケット (材工)	$\phi 25$	か所	
275	PGソケット (材工)	$\phi 30$	か所	
276	PGソケット (材工)	$\phi 40$	か所	
277	PGソケット (材工)	$\phi 50$	か所	
278	P止水栓エルボ (材工)	$\phi 13$ パッキン付	か所	
279	P止水栓エルボ (材工)	$\phi 20$ パッキン付	か所	
280	P止水栓エルボ (材工)	$\phi 25$ パッキン付	か所	

契約単価表(敷地内)

番号	種 別	形状寸法	単位	単 価
281	P止水栓エルボ (材工)	φ 3 0 パッキン付	か所	
282	P止水栓エルボ (材工)	φ 4 0 パッキン付	か所	
283	P止水栓エルボ (材工)	φ 5 0 パッキン付	か所	
284	ボール止水栓甲形 (材工)	φ 1 3	か所	
285	ボール止水栓甲形 (材工)	φ 2 0	か所	
286	ボール止水栓甲形 (材工)	φ 2 5	か所	
287	ボール止水栓伸縮取替セット (材工)	φ 1 3 メータアダプタなし	か所	
288	ボール止水栓伸縮取替セット (材工)	φ 20×φ 13 メータアダプタなし	か所	
289	ボール止水栓伸縮取替セット (材工)	φ 2 0 メータアダプタなし	か所	
290	ボール止水栓伸縮取替セット (材工)	φ 2 5 メータアダプタなし	か所	
291	ボール止水栓伸縮取替セット (材工)	φ 3 0 メータアダプタなし	か所	
292	ボール止水栓伸縮取替セット (材工)	φ 4 0 メータアダプタなし	か所	
293	ボール止水栓直結取替セット (材工)	φ 1 3 メータアダプタなし	か所	
294	ボール止水栓直結取替セット (材工)	φ 2 0 メータアダプタなし	か所	
295	ボール止水栓直結取替セット (材工)	φ 2 5 メータアダプタなし	か所	
296	メータアダプター (材工)	φ 1 3 パッキン付	か所	
297	メータアダプター (材工)	φ 2 0 パッキン付	か所	
298	メータアダプター (材工)	φ 2 5 パッキン付	か所	
299	メータ伸縮ソケット (材工)	φ 1 3 パッキン付	か所	
300	メータ伸縮ソケット (材工)	φ 2 0×φ 1 3 パッキン付	か所	
301	メータ伸縮ソケット (材工)	φ 2 0 パッキン付	か所	
302	メータ伸縮ソケット (材工)	φ 2 5 パッキン付	か所	
303	メータ伸縮ソケット (材工)	φ 3 0 メータアダプタなし	か所	
304	メータ伸縮ソケット (材工)	φ 4 0 メータアダプタなし	か所	
305	T Sバルブソケット (材工)	φ 1 3	か所	
306	T Sバルブソケット (材工)	φ 2 0	か所	
307	T Sバルブソケット (材工)	φ 2 5	か所	
308	T Sバルブソケット (材工)	φ 3 0	か所	
309	T Sバルブソケット (材工)	φ 4 0	か所	
310	T Sバルブソケット (材工)	φ 5 0	か所	
311	P栓 (材工)	φ 1 3	か所	
312	P栓 (材工)	φ 2 0	か所	
313	P栓 (材工)	φ 2 5	か所	
314	P栓 (材工)	φ 3 0	か所	
315	P栓 (材工)	φ 4 0	か所	

契約単価表(敷地内)

番号	種 別	形状寸法	単位	単 価
316	P栓 (材工)	φ 5 0	か所	
317	甲形止水栓 キー式 (材工)	φ 1 3 浮ゴマ式	か所	
318	甲形止水栓 キー式 (材工)	φ 2 0 浮ゴマ式	か所	
319	甲形止水栓 キー式 (材工)	φ 2 5 浮ゴマ式	か所	
320	コマ (材工)	φ 1 3	か所	
321	コマ (材工)	φ 2 0	か所	
322	コマ (材工)	φ 2 5	か所	
323	コマ (材工)	φ 3 0	か所	
324	コマ (材工)	φ 4 0	か所	
325	G止水栓ユニオンソケット (材工)	φ 5 0	か所	
326	Gソケット (材工)	φ 5 0	か所	
327	V L P (材工)	φ 5 0 ねじ切り無し	m	
328	メータフランジ (材工)	φ 5 0 フランジパッキン含む	か所	
329	常温合材 (材)	25kg 袋物 YKアスコン同等品以上	袋	
330	レンガ (材)	2 1 0 × 1 0 0 × 6 0	個	
331	砂 (材)	海砂	m3	

令和8・9・10年度

④ 基本業務料契約単価表

契約単価表(基本業務料)

番号	種 別	形状寸法	単位	単 価
1	業務基本料（総括業務費）		月	
2	業務基本料（受付調整業務費）		月	
3	業務基本料（道路敷調査班待機料）		月	
4	業務基本料（道路敷修繕班待機料）		月	
5	業務基本料（敷地内班待機料）		月	
6	特別徴集基本料（道路敷・通常）	5名体制	回	
7	特別徴集基本料（道路敷・緊急）	5名体制	回	
8	特別徴集基本料（道路敷・夜間）	5名体制	回	
9	特別徴集基本料（道路敷・敷地内・通常）	2名体制	回	
10	特別徴集基本料（道路敷・敷地内・緊急）	2名体制	回	
11	特別徴集基本料（道路敷・敷地内・夜間）	2名体制	回	
12	特別徴集基本料（普通作業員1名・緊急）		回	
13	緊急対応作業員費（普通作業員1名）		時間	